

平生町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年3月9日(月)午後1時00分～午後2時00分

2 開催場所 平生町役場 大会議室

3 出席委員 (5人)

会 長 内山 壯二

職務代理者 吉崎 秀和

委 員 瀬尾 純夫 窪田 伸子 金福 和広

4 欠席委員

5 農地利用最適化 中山 直行 松村 哲雄

推進委員(4人) 田代 勉 羽山 敦紀

6 欠席委員 藤山 一人 河内山 裕子

7 事務局職員 局 長 吉岡 文博

書 記 久保 真大 川本 裕太(兼農林水産班班長)

8 会長あいさつ

○会 長 3月定例農業委員会総会にご参集いただきありがとうございます。

啓蟄も過ぎ、虫たちも動き始めております。農作業もなにかと忙しくなると思いますが、作業中の事故には十分気を付けていただきたいと思います。

9 会議録署名委員

○会 長 これより3月定例農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は議長において、瀬尾委員さん、金福委員さんを指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局からお願いします。

10 会 議

○事務局 議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」2件を上程いたします。

【議案第1-1号】

○事務局 ご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。

議案第1-1号、申請地、申請人は記載のとおりです。地目は田、面積は871㎡の内453㎡、農地区分は第3種農地、転用目的は敷地拡張と貸駐車場、工事期間は許可後1ヶ月となっております。

続いて、3ページをご覧ください。緑色の着色部分が申請地、斜線部分が一体利用地です。ときまさ歯科医院の隣となります。

4ページが地籍図となります。斜線部分が申請地です。敷地拡張部分は、

正方形の斜線部分で、一体利用地は西側の細長い長方形と北側の●●番●の宅地となります。西側の細長い長方形は平成 13 年 11 月に 4 条許可を受けて、●●番●の宅地の進入路となっています。

貸駐車場部分は東側の三角形の斜線部分で、一体利用地は西側に接する部分でこちらも平成 13 年 11 月に 4 条許可を受けて、貸事務所が建てられています。

申請箇所はすでに、敷地拡張、貸駐車場となっています。このことについて、平成 13 年 11 月に許可を得て工事を行う際、許可範囲外も工事をしてしまい、現在に至ってしまったことに対してのお詫びが記載された始末書が添付されています。

被害防除からですが、申請地は、すでに造成されており追加の造成、整地はありません。雨水は自然流下で水路へ、汚水の発生はありません。

以上、その他書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会 長 只今の説明に関連して、平生地区 地区長 金福委員さん現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○金福委員 3月3日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としては、事務局の説明のとおりです。

調査報告を行います。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係はありません。申請地の作付状況は休耕です。2年以内の転用及び所有権移転はありません。事前に工事の着工していないか、先ほど事務局からの説明のとおり着工しています。汚水排水はないか、ありません。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂流出等の災害発生の懸念はないか、ありません。他に及ぼす影響もありません。総合意見として支障なしと判断しました。

以上です。

○会 長 ありがとうございます。農地利用最適化推進委員の中山委員さん、なにかありますか。

○中山委員 ありません。

○会 長 これより質疑を行います。なにか質疑はございませんか。

(なし)

○会 長 無いようですので採決に移ります。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、この件について、申請どおり町へ進達します。

続いて、議案第1-2号について、事務局からお願いします。

○事務局 ご説明いたします前に、議案第1-2号と議案第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は隣接した場所で、関連した事案でございますので、一括してご審議いただけないかお伺いいたします。

○会 長 ただいま事務局から、一括審議の提案がありました。委員のみなさん、いかがいたしましょうか。

(異議なし)

○会 長 それでは、議案第1-2号及び議案第3号について、一括して事務局からお願いします。

【議案第2-1号、議案第3号】

○事務局 ご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。

議案第1-2号、申請地、申請人は記載のとおりです。地目は畑、面積は911㎡の内132㎡、農地区分は第3種農地、転用目的は車庫と駐車場で、工事期間は4月30日までとなっております。

続いて、12ページをご覧ください。

議案第3号、4条届けによるもので、2アール未満の農業用施設など、許可不要で転用が可能なものについて、届出が提出されたものです。

申請地、申請人は記載のとおりです。●●番●は、地目は田、面積は3072㎡のうち48㎡、●●番●は、地目は畑、面積は66㎡の内9.9㎡で、用途は●●番●のほ場への進入路です。

続いて、5ページをご覧ください。緑色の着色部分の申請地1-2となっている方が車庫と駐車場で、申請地3となっている方がほ場への進入路です。自治会でいうと喜多のあたりとなります。

6ページが地籍図となります。●●番と接する斜線部分が車庫、その東側の斜線部分が駐車場です。この駐車場は、今後●●番の母屋を飲食店として利用するため、その駐車場を確保するためのものです。南側の斜線部分がほ場への進入路となっています。もともと東西に延びる道路からほ場に入ることができていたのですが、傾斜がきつく、幅員も狭かったため、傾斜を緩やかにして広くするものです。

車庫部分には、申請人の父が35年ほど前にすでに車庫を建てています。また、駐車場部分は事前着工で掘削されており、その掘削された土がほ場への進入路部分にすでに盛土されています。このことについて、経緯とお詫びが記載された始末書が添付されています。なお、現在、工事は中断しています。

被害防除からです。駐車場部分は最大1mの切土を行うこととなっており、これは申請地が斜面となっており、そこを掘削し平らにするためです。盛土規制法では、切土で高さが2m越えの崖を生じるものが対象となり、今回は許可不要と聞き取りしています。雨水は自然流下で水路へ、汚水の発生はありません。

ほ場への進入路の方ですが、最大1mの盛土を行うこととなっており、こ

これは先ほど説明しました進入路を拡幅し緩やかにするものです。盛土規制法では、盛土で高さが1mを超える崖が生じる場合、許可が必要となっておりますが、この崖は30度を超える角度が生じるものが対象となり、今回の計画では高さが1m、角度も30度となっているため許可不要と聞き取りしています。雨水は自然流下で申請地へ、汚水の発生はありません。

以上、その他書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会 長 只今の説明に関連して、大野地区 地区長 窪田委員さん現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○窪田委員 3月6日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としては、事務局の説明のとおりです。

まず、議案第1-2号について、調査報告を行います。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係はありません。申請地の作付状況は休耕です。2年以内の転用及び所有権移転はありません。事前に工事の着工していないか、先ほど事務局からの説明のとおり着工しています。汚水排水はないか、ありません。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂流出等の災害発生の懸念はないか、ありません。他に及ぼす影響もありません。総合意見として支障なしと判断しました。

続いて議案第3号について、調査報告を行います。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係はありません。申請地の作付状況は休耕です。2年以内の転用及び所有権移転はありません。事前に工事の着工していないか、着工しています。汚水排水はないか、ありません。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂流出等の災害発生の懸念はないか、ありません。他に及ぼす影響もありません。総合意見として支障なしと判断しました。

以上です。

○会 長 ありがとうございます。農地利用最適化推進委員の田代委員さん、なにかありますか。

○田代委員 ありません。

○会 長 これより質疑を行います。なにか質疑はございませんか。

(なし)

○会 長 無いようですので採決に移ります。

まず、議案第1-2号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○会 長 全員賛成ですので、この件について申請どおり町へ進達します。

続いて、議案第3号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 会 長 全員賛成ですので、この件について届出を受理いたします。
続いて、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局からお願いします。
- 事務局 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、2件を上程いたします。

【議案第2-1号】

- 事務局 ご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。
議案第2-1号、申請地、申請人は記載のとおりです。地目は田、面積は1258㎡、農地区分は第3種農地、権利内容は所有権移転です。転用目的は太陽光発電設備の設置で、パネル枚数200枚、建ぺい率は34.8%、発電量は49.5kWで、工事期間は許可後1年となっております。なお、転売予定について確認したところ、転売の予定はないとのことでした。
続いて、8ページをご覧ください。緑色に着色した部分が申請地です。弁上バス停の西側あたりとなります。
9ページが地籍図となります。斜線部分が申請地です。搬入については、西側の赤線から行う計画となっております。また、工事の前・後に道路や水路の記録写真を撮るように話をしています。
被害防除からですが、申請地は、造成はなく、整地のみです。雨水は自然流下で水路へ、汚水の発生はありません。
申請にあたり、赤線、水路、暗渠を破損した際には対処する旨の誓約書が添付されております。
以上、その他書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

- 会 長 只今の説明に関連して、大野地区 地区長 窪田委員さん現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

- 窪田委員 3月6日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としては、事務局の説明のとおりです。
調査報告を行います。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係はありません。申請地の作付状況は休耕です。2年以内の転用及び所有権移転はありません。事前に工事の着工していないか、着工していません。汚水排水はないか、ありません。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂流出等の災害発生の懸念はないか、ありません。他に及ぼす影響もありません。総合意見として支障なしと判断しました。

以上です。

- 会 長 ありがとうございます。農地利用最適化推進委員の田代委員さん、なにかありますか。

- 田代委員 ありません。
- 会 長 これより質疑を行います。なにか質疑はございませんか。
- 会 長 搬入路の赤線の地盤は固いですか。車両が入って道を破損させるようなことはないですか。
- 窪田委員 固いというほどではないですが弱くもないので、通常の運転であれば大丈夫と思います。
- 会 長 ほかに質疑はありませんか。
- (なし)
- 会 長 無いようですので採決に移ります。
賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)
- 会 長 ありがとうございました。全員賛成ですので、この件について、申請どおり町へ進達します。
続いて、議案第2-2号について事務局からお願いします。

【議案第2-2号】

- 事務局 ご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。
議案第2-2号、申請地、申請人は記載のとおりで、関係は親子です。地目は畑、面積は1721㎡、農地区分は第2種農地ですが、譲受人、譲渡人共に第3種農地の所有はありません。権利内容は所有権移転です。転用目的は資材置場で、工事期間は4月30日までとなっております。
続いて、10ページをご覧ください。緑色に着色した部分が申請地です。秋森バス停から山手に登ったあたりとなります。
11ページが地籍図となります。斜線部分が申請地です。南側部分に重機などを置き、北側部分にイノシシ柵や資材を置くこととなっております。
申請地はすでに、資材置場となっております。譲渡人が長く営農していましたが、大雨により農地に穴が開くほどの被害を受け、営農していくことが困難となり休耕となってしまい、その後も大雨のたびに土砂が道路に流れるなど近隣に迷惑をかけてしまうということで、譲受人が土砂流出対策として、重機を使って対応するようになり、そのとき使用した重機や資材を申請地に置いたままとなり、その量も徐々に増えてしまい資材置場となってしまったという経緯と、お詫びが記載された始末書が添付されています。
被害防除からですが、申請地は、追加の造成、整地はなく、雨水は自然流下で水路へ、汚水の発生はありません。
以上、その他書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 会 長 只今の説明に関連して、佐賀地区 地区長 吉崎委員さん現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○吉崎委員 3月5日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としては、事務局の説明のとおりです。平成26年ごろに大雨で農地が被害を受け、その補修をする中で資材置場となってしまったということです。

調査報告を行います。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係もありません。申請地の作付状況は休耕です。2年以内の転用及び所有権移転はありません。事前に工事の着工していないか、着工しています。汚水排水はないか、ありません。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂流出等の災害発生の懸念はないか、ありません。他に及ぼす影響もありません。総合意見として支障なしと判断しました。

以上です。

○会 長 ありがとうございます。農地利用最適化推進委員の松村委員さん、なにかありますか。

○松村委員 ありません。

○会 長 これより質疑を行います。なにか質疑はございませんか。

○会 長 大雨で土砂が流出したということですが、今後はその対策がされ、土砂が流出しないように対策がなされるということですか。沈砂池を作る工事などが行われるということですか。

○事務局 今回の転用で土砂が流れないようにするかといえば、それは難しいと思います。対策はされると思いますが、今後も大雨のたびに土砂の流出はあり、その都度、補修していくために必要な転用と認識しています。

○会 長 下流に迷惑がかからないようにしてもらいたいと思います。

○事務局 平成30年ごろに営農できない状況ということで現地を見に行きました。土砂が流れるというよりも農地に穴が何カ所も開いて、その土砂は地下を通過して最終的に川に流れていると思います。直接、地表を流れるというような感じではなかったと思います。

今後もどれだけの規模の雨が降るか予測できない状況になっていますので、未然に流れないようにしてもらうことももちろん大切と思いますが、そうなった場合の対処をしていただくように申請人に伝えさせていただきたいと思います。

○会 長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

○会 長 無いようですので採決に移ります。
賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

○会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、この件について、町へ進達します。

続いて、議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）」について事務局からお願いします。

○事務局 議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）」について上程いたします。

【議案第4号】

○事務局 ご説明いたします。議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）の別綴じをご覧ください。

2枚目ですが利用権設定件数30件、筆数は45筆で、設定面積は70916㎡、中ほどはその内訳を記しております。

3, 4枚目には内容が記載されています。右側の備考欄に「新」となっているものが新規の申請となります。新規のものについては、以降のページに位置図を添付していますので、ご確認ください。表示されている番号と3, 4ページの左側整理番号が一致するようになっています。

整理番号22では、利用権の設定を受ける者が公益社団法人やまぐち農林振興公社となっています。これは、地権者から機構に利用権の設定を行うもので、来月以降、機構から耕作者に利用権が設定される2段階方式となるものです。特徴としては、賃料の支払いが機構を経由して行われます。

それ以外は、地権者と耕作者の間に機構が形式的に入って行われる一括方式となります。賃料は地権者と耕作者間で直接やり取りされます。

以上、この計画（案）について町から意見を求められていますので、よろしく願いいたします。

○会 長 只今の説明に対して、委員の皆さんから質問や意見があればお願いします。

○会 長 水稻の継続で1年というものがいくつかありますが、3～5年という計画であれば、毎年申請する必要はないと思うのですがどうですか。

○事務局 申請自体は農林水産班で行っていますが、期間に関して理由の聞取りは行っておらず、期間をどう定めるかは申請者に委ねられているため、対応は難しいとうことでした。

○会 長 行政サイドから何年にしなさいということは当然できませんが、毎年申請されているのであれば期間を延ばしてみませんか、という促しをすることはできるのではないのでしょうか。

○事務局 わかりました。担当にそのように伝えたいと思います。

○金福委員 整理番号22の公益社団法人やまぐち農林振興公社が設定を受ける者となっているものですが、今後はどのように営農されるのですか。

○事務局 田布施町の●●さんが水稻をしていくと聞いています。

○会 長 他にご意見等ございませんか。農地利用最適化推進委員さんもお意見はございませんか。

(なし)

- 会 長 無いようですので、この件については、意見なしで町へ回答します。
続いて、議案第5号「農業振興地域整備計画の変更について」事務局から
お願いします。
- 事務局 議案第5号「農業振興地域整備計画の変更について」農林水産班の職員から
補足説明いたします。
- 農林水産班 農林水産班の川本です。資料は平生農業振興地域整備計画変更をご覧ください。
職員
今回は農振農用地の除外が1件、編入が1件となっています。
まず除外の方から説明いたします。2ページをご覧ください。内容は電気
事業者が新設する鉄塔を建設するための除外申請です。
4ページをご覧ください。場所は大野北から山田に抜ける道の途中に位置
しています。現地の写真は9ページにございます。保全管理がされている田
で、広さは2筆で663㎡です。ここに鉄塔を建設するという事です。
除外については、農業振興地域の整備に関する法律で除外のための要件が
あり、農用地区域以外の土地では代替えできないこと、地域計画の達成に支
障がないこと、農用地の効率的かつ総合的な使用に支障がないことなどの要
件はすべて満たしており、隣接する他の農地に支障がないと認められます。
県に対しても事前相談をしており、内容としては問題ないだろうという話
をしております。
次に編入申請です。10ページをご覧ください。編入する理由は、中山間
地域等直接支払交付金の活動に取り組んでいる瀬反集落協定において、対象
農用地に追加したい旨と記載されています。地目は田となっていますが、現
状は畑となっています。
以上です。
- 会 長 只今の説明に対して、委員の皆さんから質問や意見があればお願いします。
- 会 長 除外に関して、周辺農地の地権者の同意というものは必要になるのですか。
- 農林水産班 同意は必要ありませんが、農業委員会や農業協同組合の意見を聴くように
職員 なっています。
- 会 長 編入に関して、編入した後の除外はまた大変と思いますが、そのあたりは
どうでしょうか。
- 農林水産班 申請時にそういった説明はしております。
職員
- 会 長 他にご意見等ございませぬか。農地利用最適化推進委員さんもお意見はご
ざいませぬか。
(なし)
- 会 長 無いようですので、この件については、意見なしで町へ回答します。
続いて、議案第6号「地域計画の変更について」事務局からお願いします。

- 事務局 議案第6号「地域計画の変更について」農林水産班の職員から補足説明いたします。
- 農林水産班職員 平生町地域計画の資料をご覧ください。
地域計画については、令和7年3月末に策定しました。今年度は7回の座談会を開催し、町民の皆さん等に周知して推進してきました。この間、委員の皆さんも座談会に出席していただきましてありがとうございました。
座談会で出た意見等を基に今回の変更となります。変更点は目標地図への追加、除外となります。計画の文言は変更していません。
目標地図の変更点は、佐賀地区に上組が追加されました。場所は佐賀小学校のすぐ近くの所有者であり、耕作者である方が希望されたというものになります。
次に曾根地区です。中山間地域等直接支払交付金に取り組んでいる中田地区で、784㎡増えるようになります。
次に大野地区です。こちらも中山間地域等直接支払交付金に取り組んでいる日向平地区です。追加した土地と外した土地があり、3483㎡の減少となります。
地域計画については、来年度も座談会などを開催し、しっかり推進していく予定です。説明は以上です。
- 会長 只今の説明に対して、委員の皆さんから質問や意見があればお願いします。
- 吉崎委員 全体の面積としてはどうなったのですか。
- 農林水産班職員 計画の策定時と比較すると、全体としては1910㎡の減少となります。
- 会長 他にご意見等ございませんか。農地利用最適化推進委員さんもお意見はございませんか。
(なし)
- 会長 無いようですので、この件については、意見なしで町へ回答します。
- 会長 以上、これにて、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたします。

会長 二壯山

署名委員 金福和広

署名委員 瀬尾純夫